

安全性評価、県に国助言

「法整備を」市民反発

石原産業アイアンクレー不正処分

石原産業四日市工場（四日市市）が、放射線アータを改ざんし、不正に処分したアイアンクレーへの対応をめくり、国が県に「会社に対処場周辺の安全性を立証させ、県が評価すべきだ」と助言していたことが18日わかった。ただ、助言は法律に基づくものではなく、問題のアイアンクレーを規制する法律もないため、市民グループは「国の責任放棄で、県は国に法整備を強く働きかけるべきだ」と反発を強めている。

酸化チタン製造後に出るアイアンクレーは、微量の放射線が含まれるが、産業廃棄物でも放射性廃棄物でもなく、どの法律も適用されない「特定チタン廃棄物」に該当。国が1991年に定めた「対応方針」では、空

間放射線量が自主管理基準（1時間あたり0.14マイクロレイ）を超えるものは、工場外に持ち出して処分できないが、同社は基準を超すアイアンクレーの数値を改ざんし、不正に埋め立て処分するなどしていた。

県は、その対応について国に助言を求め、文部科学省など関係4省は8月、県に①実態の把握と安全性の立証、住民への説明責任を果たすよう指導する②安全性が担保されているかを評価する③評価結果をふまえて取るべき措置を指導する――ことなどを助言した。

これに対し、「放射能のゴミはいらない」と市民ネット・岐阜」など4団体は18日、「不正に持ち出したアイアンクレーは回収すべき。また、県は『評価』ではなく、国に法整備を求めるべきだ」とする、野呂昭彦知事あての要望書を環境

森林部に提出。同団体の兼松秀代表は「国の助言に従えば、結果的に石原産業の『捨てる得』を許し、『対応方針』も無意味になる。規制する法律がない状態が持続は、将来も同様の問題が起きると指摘している。県は「周辺住民の安全が第一」として、助言に沿って同社に安全性の立証などを指導したが、「作業は長い時間を要する」（県地球温暖化対策室）ばかりか、県外に持ち出した分の対応もまだ決まっていない。一方、文科省原子力安全課は「国に法的な権限はなく、今後の対応は、県から報告を受けた後に検討したい」としている。